

南幌都市計画特別工業地区建築条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別工業地区における土地利用の適正化及び効率化を図るために必要な建築物の制限、又は禁止を行い、もって地域住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用区域は、南幌都市計画特別工業地区とする。

(用語の定義)

第3条 この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）の例による。

(建築物の制限)

第4条 特別工業地区内においては、法第48条第11項の規定による制限のほか、別表に掲げる用途に供する建築物を建築（移転を除く。）し、又は用途を変更して新たにこれらに供してはならない。ただし、町長が公益上やむを得ないと認め、又は地区の指定の目的に反しないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、許可する場合においてはあらかじめ利害関係人の意見を聴し、南幌町都市計画審議会の議を経なければならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第5条 この条例の施行の際（以下この条例において「基準時」という。）前条第1項の規定の適用を受けることとなる用途の既存建築物については、同項の規定にかかわらず次項の適用を受ける。

2 前項に該当する既存の建築物は、基準時の敷地内において、基準時における敷地面積に対して、法第52条及び第53条の規定に適合し、かつ基準時の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲の増築、又は改築をすることができる。ただし、基準時の床面積の合計の1.2倍を超えて増築、又は改築する場合は、町長の許可を必要とする。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反した建築主は20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人、その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業者に対し、相当の注意及び監督が尽くされたとの証明があったときは、その法人、又は人については、この限りではない。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、南幌都市計画特別工業地区の告示の日〔平成6年3月28日〕から施行する。

別表（第4条関係）

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類の製造
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造
- (3) マッチの製造
- (4) ニトロセルロース製品の製造
- (5) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造
- (6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造
- (7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- (9) 木材を原料とする活性炭の製造
- (10) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (11) 可燃性ガスの製造
- (12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造
- (13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

- (14) たんぱく質の加水分解による製品の製造
 - (15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工
 - (16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造
 - (17) 肥料の製造
 - (18) 製紙又はパルプの製造
 - (19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
 - (20) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造
 - (21) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
 - (22) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕
 - (23) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造
 - (24) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕
 - (25) (1)から(24)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高い事業
- 2 建築基準法施行令第130条の9で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、若しくは工作物でその貯蔵又は処理の量が準工業地域の欄の数量を超えるもの
 - 3 住宅（ただし、地区内に立地する当該工場の管理人のための住宅で町長が認めたものを除く。）
 - 4 共同住宅、寄宿舎又は下宿（ただし、地区内に立地する工場の所有に係る当該工場の従業員のための共同住宅及び寄宿舎で町長が認めたものを除く。）
 - 5 図書館、博物館その他これらに類するもの
 - 6 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
 - 7 保育所（ただし、地区内に立地する当該工場の所有に係る当該工場の従業員のための保育所を除く。）
 - 8 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、及び建築基準法施行令第19条第1項に掲げるもの
 - 9 診療所（ただし、地区内に立地する当該工場の所有に係る入院施設のない診療所を除く。）
 - 10 ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティング練習場、ゴルフ練習場、スキー場
 - 11 自動車教習所
 - 12 法別表第2（に）項第6号で定める畜舎

- 13 マーじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 14 カラオケボックスその他これらに類するもの
- 15 物品販売業を営む店舗、及び飲食店